

新型コロナウイルス感染症対策としての 沿道飲食店等による路上利活用の推進事業について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、いわゆる3密回避のために店舗空間が制限され、売上の減少を余儀なくされた飲食店等の営業活動を支援するため、緊急措置として、道路占用の許可にかかる弾力的な運用基準が国土交通省より示された（令和2年6月5日付通知）。区としてもこれを活用し、沿道飲食店等のテイクアウトやテラス営業のための路上利活用の推進を図ってきたところである。

このことについて、これまでの状況と今後の考え方について報告する。

1 事業概要

（1）事業の趣旨・目的

3密回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスでの飲食提供等を行う仮設施設を路上に設置するにあたり、そのための道路占用の許可基準を緩和する。

（2）事業内容

① 対象となる道路

本事業により利活用する部分を除き、2m以上（交通量が多い場所は3.5m以上）の歩行者空間が確保できる歩道（歩行者専用時間帯の交通規制のある道路を含む）。

② 事業の対象者等

- 占用の申請者：区
- 利活用の実施主体
 - ・ 対象道路に面した商店会
 - ・ 対象道路に面し、かつ商店街エリアにない個店

③ 実施期間

2020年6月30日 ～ 11月30日

④ 留意事項・許可条件等

- 上記①の要件に当てはまる道路にあっても、道路管理者及び交通管理者が、周辺の交通状況等を勘案し、個別的に可否を判断する。
- 利活用にあたっては、実施主体に対し、歩行者等に対する安全確保策、周辺の清掃実施等についての条件を付すものとする。

(3) 許可状況 (2020年9月30日現在)

1件 (商店街エリアにない個店)



2 今後の展開について

実施期間終了後における本事業の扱いや考え方については、国土交通省における制度延長等の判断を待つだけでなく、将来的なエリアマネジメントを見据え、各種制度による公共空間の利活用方法についての検討を進める。